

西条市農業委員会 令和6年度 第9回総会 議事録

1. 日 時 令和6年11月25日(月) 午後2時00分から午後2時25分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 19名 欠席者 5名 出席率 79.2%

推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	9番	長谷川孝師	19番	徳永 耕治
2番	明比 典正	10番	篠森 均	22番	岡田 貴洋
3番	徳増 靖記	11番	真鍋 覚	24番	宇野 嘉秀
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二		
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文		
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
7番	近藤 明弘	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

12番 武方 謙一	16番 曾我部英樹	17番 武田 安博	20番 宇佐美好正
21番 余吾 秀利			

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	13番	平木 克彦	23番	黒河 祐二
2番	一色 信之	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖
3番	加藤 武司	15番	武田 義臣	25番	佐伯 保親
4番	高橋 滝雄	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	28番	桑原 俊樹
8番	宮武 恭宏	19番	菅 辰郎	30番	日野 貴文
9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
11番	近藤 仁志	21番	高橋 寿夫		
12番	眞田 克彦	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

5番 伊藤 龍二	10番 安藤 英利	29番 小倉 謙治
----------	-----------	-----------

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第9回西条市農業委員会総会を開会いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 初めに私の方から議事録署名人を指名させていただきます。武田喜義委員、山内ふさえ委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が、農業委員からは、12番 武方謙一委員、16番 曾我部英樹委員、17番 武田安博委員、20番 宇佐美好正委員、21番 余吾秀利委員、また、農地利用最適化推進委員からは、5番 伊藤龍二委員、10番 安藤英利委員、29番 小倉謙治委員から出ております。

ただ今の出席農業委員数は、19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますの

で、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議 長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

143号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

144号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

145号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

146号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

147号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受け新たに就農しようとする申請でございます。

148号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

以上6件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、143号及び147号については新規就農案件ではありますが、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接を行っておりませんので、事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局 失礼します。

143号の譲受人の 〇〇 氏ですが、譲渡人の親戚にあた

ります。譲渡人が遠方に居住のため、申請地の隣地に住む譲受人が妻や子供と管理、耕作をしておりましたが、譲受人が近々退職予定であり、時間ができることから、申請地〇〇㎡を購入し、引き続き耕作していきたいとのことから、今回の申請となっております。主に大根、キャベツ、玉ねぎなどの野菜を耕作しております。

147号の譲受人であります 〇〇 氏であります。20年ほど前に自宅を建てた際、自宅前にある申請地の購入をしようとしたが、下限面積の制限により購入できず、農地を所有している父である譲渡人の名で申請地を購入し、今日に至るまで娘である譲受人が夫婦で管理、耕作をしております。今回、下限面積の撤廃に伴い、父から申請地〇〇㎡を譲り受け、引き続き管理、耕作を行う申請であります。主にサツマイモなどの野菜を耕作しており、レモン、梅、杏子などの果樹も耕作予定としております。

こちらの2件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました6件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず143号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 143号 問題ありません。
144号 問題ありません。
145号、146号 問題ありません。
147号、148号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。

地元の委員さんの方からは別段問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、以上6件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、農地法第5条関係、議案書については7ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。
83号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。
84号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。
85号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。
議案書9ページをご覧ください。
86号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資駐車場及び資材置場に転用しようとする申請でございます。
87号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅4棟を建築しようとする申請でございます。
88号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地には既に農業用倉庫が建築されておりますが、これは昭和60年頃、今は亡き譲渡人の父親の代に建築されたもので現在も使用されております。この度、専門家に敷地の調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。譲渡人は深く反省し、「以後このような違法行為がないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。
89号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。
議案書10ページをご覧ください。
90号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から賃借権の設定を受け、店舗を建築しようとする申請でございます。
以上8件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
ただ今事務局より説明がありました8件につきまして、ご審議をお願いしたいと思いますが、まず83号より地元委員さんのご意見を伺

いたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

地区委員 83号、84号 問題ありません。
85号 問題ありません。
86号 問題ありません。
87号 問題ありません。
88号 問題ありません。
89号、90号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

徳増靖記委員 議長、すみません。

議 長 はい、徳増さん。

徳増靖記委員 87号の4棟の建売住宅についてですけど、譲受人が個人名なんですけど、これは通常、建売住宅が売れなかった場合、業者さんが買取るとかといった話になってくると思うんですが、その辺りのことは事務局、どうなっているんですか。

事務局 ただ今ご質問のありました87号の譲受人、〇〇氏についてなんですが、この方は建築業の傍ら宅建業をいわゆる屋号で、〇〇という屋号で宅建業を営んでおります。その関係で個人の名前でしか土地の取得ができないもので許可自体は個人の〇〇氏で受けるんですけど、宅建の免許は〇〇という屋号で営んでおられますのでこの形での許可ということになります。資金に関しましては、家族から融資を受けることもありますけれども、資金証明により十分残高があることが確認できておりますので、今後の事業の施行の見込みはあろうかと思います。

以上です。

議 長 ただ今の返答でよろしいでしょうか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上 8 件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。
<u>農地法第 5 条転用事業計画変更関係</u>	
議 長	次に、議案書につきましては 11 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 まず、議案内容について事務局より説明をいたします。
事務局	議案書 12 ページをご覧ください。 5 号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、従業員用駐車場の整備を目的として、平成 30 年度第 9 回総会にてご審議いただき、転用許可を受けた案件であります。一部用途を工場用用地に変更し、駐車場用地の規模を縮小しようとするものでございます。 変更の理由でございますが、当初の転用計画について許可を受けた後、用地の一部を造成し、従業員駐車場として使用しておりましたが、コロナ禍により新規採用予定人数を縮小したため、計画どおりの駐車場が不要となり、工事は途上で終了しておりました。その後、状況が改善され増産することとなり、緊急に工場を増設するための工場用地が必要となったことから、造成済みの駐車場用地の一部を利用して建設するに至ったものでございます。 また、従業員の増員も進められることとなり、一時保留状態であった造成工事を施工するものの、工場建設により駐車場用地が縮小されたことから、本計画変更を補うため新規に駐車場及び資材置場用地として、先ほどご議案第 2 号でご審議いただきました 85 号案件の許可を受けようとするものでございます。 以上 1 件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局より説明がありました 1 件でございますが、地元の委員さんのご意見を伺いたしたいと思います。 よろしくお願ひをいたします。
地区委員	5 号 問題ありません。

議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんの方からは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございました。 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。
<u>相続税の納税猶予適格者証明願</u>	
議 長	次に、議案書につきましては13ページ、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。 まず、議案内容を事務局より説明をいたします。
事務局	議案書14ページをご覧ください。 農地を相続した相続人が相続税の納税猶予を希望する農地につきまして、当該農地が、相続後も適正に耕作が行われているかなど、申請人が納税猶予を受けるための適格性を有するか否かを農業委員会が証明することとなっているため、ご審議いただくものです。 2号であります。相続人が相続税の納税猶予を希望する農地○筆は、被相続人が生前から特定貸付けを行っておりますが、申請人による相続後も引き続き特定貸付けが行われており、○筆いずれも適正に耕作されております。 以上1件、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局より説明がございました1件であります。地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。 よろしく願いをいたします。
地区委員	2号 問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんの方からも問題ないとのことですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書は15ページになります。議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書17ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書18ページから43ページとなっております。

 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、153件、面積は、50万2,457.32㎡となっております。そのうち、所有権移転は、1件、面積は、3,420㎡となっております。

 以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 ただ今事務局より説明がありました内容ですが、ご審議をお願いしたいと思います。委員の皆さんの方からただ今の説明に対するご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

 (意見なし)

議 長 ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和6年10月16日から、令和6年11月1日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を80件受理するとともに、農地バンク農地登録を2件、非農地判断を1件行っております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がありました案件ではありますが、皆さんの方から何かご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。今年最後の総会になります。この際に委員の皆さんの方から聞いてみたいことだとかご意見等がございましたらお聞きしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようですので本日の総会はこれで閉じたいと思います。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年11月25日 午後2時25分